

お知らせ

マイナンバーカードでコンビニ交付サービスが利用できます



問い合わせ 市民課市民担当(1階②番窓口)

マイナンバーカードを利用して、コンビニに設置されているマルチコピー機で各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスが利用できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

利用できる時間 午前6時30分～午後11時

※店舗営業時間外・システムメンテナンス日は利用できません。

利用できる店舗 コンビニ交付対応のマルチコピー機を設置している店舗(セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・イオン等)

利用できる人 市に住民登録・本籍地があり、有効期限内の「利用者証明用電子証明書」を搭載したマイナンバーカードをお持ちの人

※取得する証明書によりその他の条件があります。

発行できる証明書

証明書の種類	手数料	取得できる人
住民票の写し	200円	本人・同一世帯の人
印鑑登録証明書		市で印鑑登録している人
課税・非課税証明書		本人
戸籍事項証明書	450円	本人・同一戸籍の人
戸籍の附票の写し	200円	

こんなメリットがあります

- 市役所に行かなくて良い
- 市役所で待たなくて良い
- 申請書を書かなくて良い ▲マイナちゃん
- 夜間や休日でも利用できる
- 全国どこのコンビニでも取得できる
- マルチコピー機を使うため、周りの人の目に触れずに手続きできる
- 通信内容は暗号化されており、マルチコピー機にデータは残らない



ご注意ください

- 取得した証明書の交換・返金はできません。
- 戸籍や住民異動の届け出をしている場合は、一時的に証明書を交付できない場合があります。
- 最新の証明書のみ取得できます。住民票除票、過年度課税、古い戸籍などは取得できません。
- 戸籍事項証明書や戸籍の附票の写しを取得する場合、事前の利用登録が必要です。
- 本籍地が日高市以外の方は、取得できません。

お知らせ

令和7年9月検針分から下水道等使用料が変わります



問い合わせ 下水道課業務担当 ☎042-989-2771

下水道使用料および農業集落排水施設使用料は、令和7年9月検針分から新料金表に基づき算定されます。

詳しくは、全戸配布した「改定のお知らせ」または市ホームページをご覧ください。

検針月	使用料改定日 7月1日					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
奇数月 検針		旧使用料	検針日 新使用料		検針日	
偶数月 検針			旧使用料	検針日 新使用料		検針日

奇数月検針の人は9月検針分から、偶数月検針の人は10月検針分から改定後の新使用料が適用されます。

下水道使用料・新料金表 (1か月・税込み)

○一般用基本料金

固定料金	550円
------	------

○一般用従量料金

使用量	1 m ³ 毎の料金
1～20m ³	132円
21～30m ³	203.5円
31～40m ³	236.5円
41～50m ³	264円
51m ³ ～	297円

○公衆浴場用従量料金

1 m ³ 毎の料金	154円
-----------------------	------